

2012
Disclosure

—医師の多彩なライフスタイルを応援します—

医師信組の現況

石川県医師信用組合

ごあいさつ



組合員の皆様方には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り心から御礼申し上げます。

平成23年度の金融機関全体を取りまく金融環境は、資金需要の低迷等、依然として厳しい状況が続いていますが、当組合の現況(平成23年度第48期)をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料としてご高覧賜りたいと存じます。

本年6月23日に石川県医師信用組合の理事長を拝命いたしました。微力ではございますが今後とも皆様方へ、より充実した金融サービスをご提供できます様、経営の健全性と経営基盤の強化に努めてまいり所存でございます。従前より、当組合は医療業界における相互扶助の精神に基づき、石川県医師会をはじめ、各都市医師会および関係諸団体ならびに組合員各位のお役に立つ金融機関をめざしております。

組合員の皆様には一層のご支援とご指導を賜りますよう心からお願い申し上げます。

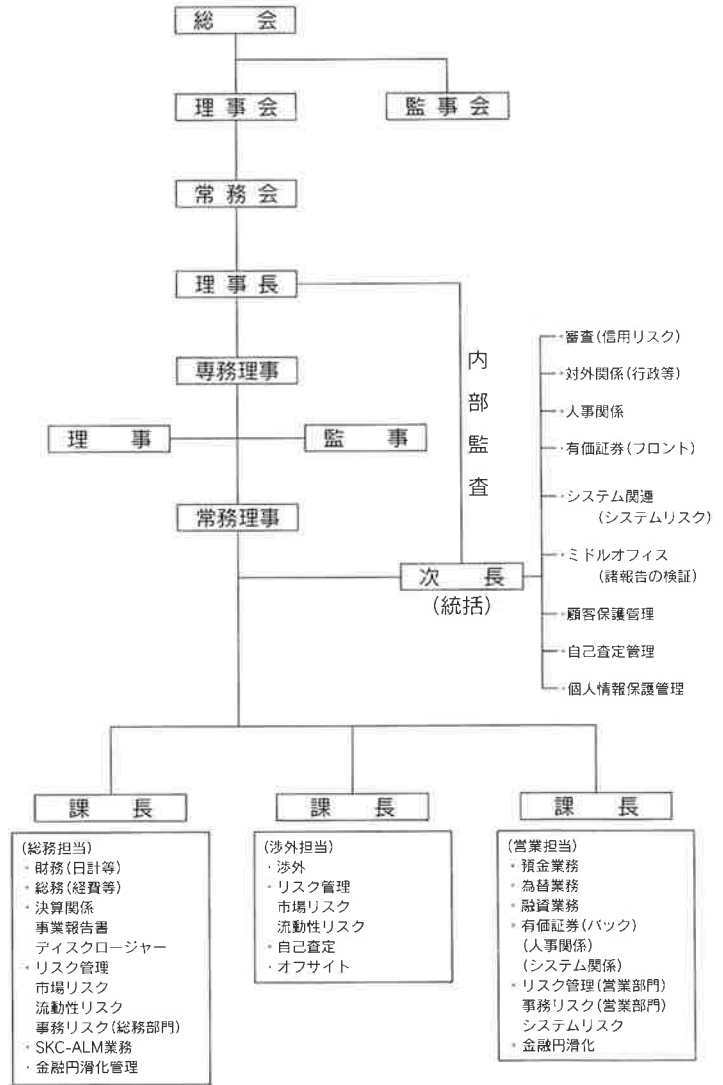
平成24年7月 石川県医師信用組合 理事長 近藤 邦夫

概況・組織

組合のあゆみ(沿革)

- 昭和39年7月 石川県医師信用組合設立
- 昭和39年8月 診療報酬控除等の業務展開を開始
- 昭和45年11月 振込業務(為替業務の一部)を開始
- 昭和49年7月 創立10周年を迎える
- 平成6年7月 創立30周年を迎える
- 平成7年10月 金沢手形交換所加盟
- 平成7年11月 内国為替制度加盟(全信組連経由でテレ為替取扱開始)
- 平成8年8月 ディスクロージャー誌 第一号発行
- 平成9年5月 預金高100億円達成
- 平成11年4月 「西暦2000年問題対応」及び業務のレベルアップのためのコンピュータ入替え完了
- 平成12年7月 金融庁の金融検査を受検
- 平成12年10月 全国医師信用組合連絡協議会総会(金沢市で開催 当番組合)
- 平成15年3月 金融庁の金融検査を受検
- 平成15年10月 信組システム共同センター(SKC)に加盟
- 平成15年11月 「石川県医師会・日赤共同ビル」に新築移転(金沢市鞆月東)
- 平成16年2月 新商品「フリーローン」取扱開始
- 平成16年7月 創立40周年を迎える
新日本監査法人による監査を導入
- 平成16年12月 融資の約定書・契約書等を全面改訂し実施
- 平成18年1月 金融庁の金融検査を受検
- 平成18年11月 預金保険機構の検査を受検
- 平成19年4月 「災害復興支援融資」(能登半島地震)の取扱
- 平成20年1月 「原油価格高騰対策支援融資」の取扱
- 平成20年4月 「ドクターサポートローン」(事業性ローン)
「ドクターフリーローン」(非事業性ローン)の取扱開始
- 平成20年7月 「災害復興支援融資」(浅野川豪雨)の取扱
「災害復興支援融資」の制度融資化
- 平成20年12月 金融庁の金融検査を受検
- 平成21年2月 「マイカーローン」の取扱開始
- 平成21年4月 「新規開業ローン」の取扱開始
- 平成21年8月 「診療所継承ローン」の取扱開始
- 平成21年9月 「産科医療機関支援融資」の取扱開始
「事業ステップアップローン」の取扱開始
「ニュー・マイカーローンECO」の取扱開始
「一般融資(変動金利・年2回見直し)」の取扱開始
- 平成22年9月 「教育ローン」の取扱開始
- 平成23年1月 「メディカルローン」の取扱開始
北陸財務局による金融検査(金融円滑化)を受検
- 平成23年11月 第6次全銀システム開始

事業の組織



役員一覧(理事および監事の氏名・役職名) (平成24年6月23日現在)

理事長	近藤 邦夫(*)	理事	水毛生 直則(*)
専務理事	浮田 俊彦(*)	理事	浅井 恭一(*)
常務理事	桜井 正(*)	理事	津田 功雄(*)
理事	前田 義樹(*)	理事	田村 敏博(*)
理事	大平 政樹(*)	理事	中尾 義広(*)
理事	竹田 康男(*)	理事	宮下 隆司(*)
理事	小山 信(*)	監事	木下 弘治(*)
理事	前川 信政(*)	監事	藤村 和昌(*)
理事	田谷 正(*)	監事	武村 肇(*)
理事	北村 学(*)	監事	北谷 秀樹(*)

注) 当組合は、職員出身者以外の理事(*印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

事業方針

■ **基本理念**・・・地域医療の発展に貢献いたします

当組合は、医業間の協調精神、相互扶助精神に基づき医業界の金融機関として、金融を通して医業の経営安定、医師の多彩なライフスタイルを応援するとともに、地域医療の発展に貢献することを基本理念としています。

■ **経営方針**・・・健全経営に徹します

基本理念に基づき業域信用組合としての社会的使命を果たすべく、経営の健全性確保に努め、経営基盤の強化を図り、組合員の事業発展に貢献いたします。

《当組合の経営姿勢と考え方》

○ **経営の健全性の確保**

経営には、安全性、収益性、効率性の確保が求められています。自己責任原則による経営をすすめ、経営のディスクローズを通じて当組合の経営について組合員の理解を深めると共に「コンプライアンス」と「リスク管理態勢」及び「内部管理態勢」の強化を図ります。

○ **経営体質の強化**

安定的な収益の確保によって経営体質の強化に努めてまいります。

○ **医業経営へのお手伝い**

当組合は石川県下の医業界を背景とした業域信用組合であります。従って、医業経営のためのお手伝いを積極的に行なうことにより、充実した金融サービスを提供しながら医業経営を側面から支援し、「地域医療」の発展に貢献いたします。

平成23年度 経営環境・事業概況

《金融経済環境》

平成23年度の日本の経済についてみますと、東日本大震災によるサプライチェーンの崩壊、原発事故による放射能汚染、電力供給の制約、さらには、台風による局地的な大雨、タイの大洪水などの自然災害等が相次ぐ厳しい年となりました。

また、欧州の債務危機問題の深刻化による世界経済の減速、それに伴う日本の債券市場への大量な資金の流入、急速な円高の進行等により国内景気の持ち直しは緩やかなものになりました。

平成24年度は、被災地における復興施策の本格化により、着実に需要と雇用の増加が見込まれ成長を主導し、景気は引き続き緩やかに回復していくと見込まれます。平成23年度の金融機関全体を取りまく環境は、資金需要の低迷等、依然として厳しい状況が続いています。収益面では、貸出の低迷から資金利益が減少、株式等の関係損益が悪化している一方、国債等債券関係損益の改善、与信関係費用の減少が収益を牽引しています。

平成24年度は、「中小企業金融円滑化法」が1年間再延長されましたが、今後、期限切れとなる平成25年3月末に向けて、出口戦略としての経営改善計画の策定支援等、より一層のコンサルティング機能の強化が求められることとなります。

また、郵政改革関連法案の動向ほか、国際会計基準、自己資本比率規制の見直しなど、金融業界に与える影響は大であります。

《業績》

このような状況の下、預金は期末残高で230億86百万円、前期比22億51

百万円の増加、10.80%の伸率となりました。一方、貸出金は期末残高で41億15百万円、前期比3億33百万円の増加、8.80%の伸率となりました。これは、平成21年以来、組合員の役に立つ信用組合として「原点回帰」を掲げ、融資の増強に取組んできた結果であります。そして、これは当組合の経営基盤強化に向けた第一歩であり、収益構造の転換にはまだまだ時間軸を要しますが、地に足をつけ着実に前進しなければなりません。

そして、この取組みの結果、平成23年度決算は、経常収益が3億21百万円、一方、経常費用は2億円、経常利益1億21百万円、税引後当期純利益81百万円となりました。

当組合の顧客保護への取組み

■ **顧客保護等管理方針**

1. お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下「商品等」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客さまへのご説明について

(1) 当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

(2) お客様に対する経営相談・経営指導及び経営改善等について、金融円滑化の観点より、適切な説明・対応に努めます。

3. お客さまからのご相談・苦情等の対処について

(1) 当組合は、お客さまからのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

(2) お客様からの返済条件変更等負担の軽減に関する申込み・相談に対しては、迅速かつ誠実な対応に努めます。

4. お客さまの情報管理について

(1) 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。

(2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

5. 当組合業務の外部委託におけるお客さま情報の取扱いやお客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

■ **勧誘方針**

当組合は、金融商品の販売等にあたって、各種法令・規則等を遵守すると共に、次の各事項に基づき、適切な勧誘をおこないます。

1. お客さまの知識・ご経験等を考慮のうえ、お客さまの自主的な判断のために必要となる適切な情報提供を行いません。

2. お客さまに対して、商品内容やリスクなど重要な事項に関する説明を行ない十分理解していただくよう努めます。

3. 良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって迷惑となる方法や不都合な時間帯での勧誘を行いません。

4. 誠実・公正な勧誘に努め、事実ではない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘を行いません。

5. 役職員に対する研修を充実し、金融商品に関する知識の充実に努めるとともに、適切な勧誘が行なわれる様、内部管理体制の強化に努めます。

6. 相談・苦情等受付窓口を設置し、お客さまからのご相談・苦情・ご要望および照会等に対し、親切を旨として誠実に対応いたします。

■ **反社会的勢力に対する基本方針**

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

■金融円滑化への取り組み方針

当組合は、開業医や勤務医の先生方に必要な資金を安定的に供給し、地域医療の発展に貢献することを基本理念としております。今般の「中小企業等金融円滑化法」の制定の趣旨を踏まえ、以下の方針に基づき、金融円滑化の一層の推進に取り組んでまいります。

1. お客様からの融資申し込みについては、お客様の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り積極的に対応いたします。
2. 事業資金や住宅資金をご利用のお客様より、返済条件の変更等に関する申込み・相談があった場合には、お客様の状況を十分に踏まえ、できる限り必要な措置を取るよう努めます。
3. 他の金融機関から借入を行っているお客様より、返済条件の変更等の申込み・相談があった場合には、お客様の同意を前提に、守秘義務に留意しつつ、できる限り他の金融機関と緊密な連携を取り対応いたします。
4. お客様の経営状況を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組みを行うため役員は目利き能力の向上に努めます。
5. 事業資金や住宅資金をご利用のお客様よりの返済条件の変更等の申込みに対して条件変更実施した場合には、その後のお客様の経営状況の把握に努めるとともに、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的な経営改善支援に努めます。
6. お客様からの返済条件の変更等に関する申込み・相談に対しては、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めます。

また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めます。

■組合員各位の要望・意見を把握するための取り組み

当組合では、組合員の皆様のおさまざまなご意見・ご要望を把握し、商品開発・サービスの質向上に繋げていくための仕組み作りを進めています。

1. 「お客様相談窓口」を設置しております。お客様からの苦情・ご相談窓口としてご利用いただいております。
2. 「金融円滑化相談窓口」を設置しております。お客様への継続支援を目的とした相談窓口としてご利用いただいております。
3. 「お客様ご利用アンケート」を定期的に実施しております。「お客様の声」として全役職員に周知し、更なる改善を進めております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として職務手当・功労金・勤務手当等を「役員退職規程」で定めております。

(2) 平成23年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	13,650	14,000
監事	912	1,000
合計	14,562	15,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細」における役員に対する報酬です。

注2. 対象役員に該当する理事は16名、監事は4名です(期中に退任した者を含む)。

注3. 上記以外に支払った報酬等はありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成23年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

組合員の推移

(単位：人)

区分	平成22年度末	平成23年度末
個人	1,134	1,157
法人	299	306
合計	1,433	1,463

第48期通常総会について

■決議事項

- 第1号議案 第48期(平成23年度)事業報告書による事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分(案)の承認の件
- 第2号議案 第49期(平成24年度)事業計画及び収支計画承認の件
- 第3号議案 定款の一部変更の件
- 第4号議案 役員退職慰労金支払いの件
- 第5号議案 理事及び監事の任期満了に伴う選任の件
- 第6号議案 理事、監事の報酬決議の件

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

(注)

1. 以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物(建物付属設備)	13年
そ の 他	3年~39年
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価格については、リース契約上に残額保証の取り決めがあり当該残価保証額としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上することになっておりますが、当期の役員賞与は支給しないことから計上しておりません。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成23年3月31日現在)

年金資産の額	283,181百万円
年金財政計算上の給付債務の額	334,799百万円
差 引 額	▲51,618百万円
 - (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(平成22年4月分~平成23年3月分)
0.057%
 - (3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高14,916百万円(及び繰越不足金36,701百万円)である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間9年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、特別掛金1,106千円を費用処理している。また、年金財政計算上の繰越不足金36,701百万円については、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることになる。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じてこのことで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末支給額を引当てしております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上することとなっておりますが、該当はございません。
12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 183,654千円
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 22,123千円
17. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額はあります。
18. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はあります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,488千円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、事務用機器及び電子計算機等につ

- てリース契約により使用しております。
21. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産	預け金 500,000千円(全信組連/名古屋 為替決済保証金)
担保資産に対応する債務はありません。	
22. 出資1口当たりの純資産額は18,666円93銭です。
23. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、預け金、有価証券及び事業地域内のお客様に対する貸出金です。有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、その他有価証券及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動のリスク、為替変動のリスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理
当組合は、信用リスク管理規程及び信用リスクに関する諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、信用リスク管理担当理事を所管として行われ、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。
 - ② 市場リスクの管理
 - i. 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。そして、日常的にはVaR、金利感応度分析によりモニタリングを実施し、理事会に報告しております。
 - ii. 為替リスクの管理
当組合は、保有有価証券における為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
 - iii. 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が定めた有価証券運用計画に基づき理事会の監督の下、資金運用規程・有価証券運用基準に従い行われています。
 - iv. 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、保有期間240日、観測期間5年間で計測される99パーセンタイル値金利変動幅を用いた経済価値の変動を市場リスク量として、定量分析を行っております。算出に当たっては、再評価法を用い、金利が99パーセンタイル変動幅だけ変化した時の時価総額を再計算し、変化前後の変化の大きさを用いて当該リスク量としています。
2012年3月31日において、当該リスク量の大きさは72百万円になります。ただし、当該リスク量は金利以外のリスク変数が一定の場合を想定しているため、金利以外のリスク変数が変化した場合のリスク量は捕捉できません。また99パーセンタイル変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 - (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表には含めておりません。

((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	8,070	8,078	7
(2)有価証券	13,121	13,125	4
満期保有目的の債券	4,393	4,397	4
その他有価証券	8,727	8,727	-
(3)貸出金(*1)	4,115	-	-
貸倒引当金(*2)	△6	-	-
	4,108	4,198	89
金融資産計	25,300	25,402	102
(1)預金積金(*1)	23,086	23,131	44
金融負債計	23,086	23,131	44

(*1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

(金融資産)

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計金額を市場金利で割り引いた価額から貸出金に対応する貸倒引当金を控除し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

(金融負債)

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	2,100
合 計	2,100

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下28まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(時価が貸借対照表計上額を超えるもの)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	499,698 千円	506,160 千円	6,461 千円
地方債	1,661,147	1,682,523	21,375
短期社債	-	-	-
社 債	1,547,781	1,574,720	26,938
そ の 他	-	-	-
小 計	3,708,627	3,763,403	54,776

(時価が貸借対照表計上額を超えないもの)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	- 千円	- 千円	- 千円
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	300,000	299,055	△945
そ の 他	384,684	335,528	△49,156
小 計	684,684	634,583	△50,101
合 計	4,393,311	4,397,986	4,674

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

(貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	- 千円	- 千円	- 千円
債 券	6,829,791	6,610,813	218,977
国 債	516,350	499,748	16,601
地方債	2,288,364	2,199,102	89,261
短期社債	-	-	-
社 債	4,025,077	3,911,962	113,114
そ の 他	-	-	-
小 計	6,829,791	6,610,813	218,977

(貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	9,330 千円	10,650 千円	△1,320 千円
債 券	1,888,570	1,904,852	△16,282
国 債	-	-	-
地方債	597,260	599,787	△2,527
短期社債	-	-	-
社 債	1,291,310	1,305,065	△13,755
そ の 他	-	-	-
小 計	1,897,900	1,915,502	△17,602
合 計	8,727,691	8,526,315	201,375

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づき時価により計上したものであります。

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損
	1,332,673 千円	32,965 千円	497 千円

28. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	1,260,000 千円	3,450,000 千円	6,300,000 千円	1,500,000 千円
国 債	200,000	300,000	400,000	100,000
地方債	502,000	1,160,000	2,700,000	100,000
短期社債	-	-	-	-
社 債	558,000	1,990,000	3,200,000	1,300,000
そ の 他	-	-	100,000	300,000
合 計	1,260,000 千円	3,450,000 千円	6,400,000 千円	1,800,000 千円

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
退職給付引当金	7,335 千円	
役員退職慰労引当金	3,002	
賞与引当金	916	
貯蔵品	642	
未払事業税	2,354	
その他	133	
繰延税金資産 小計	14,384	
評価性引当額	2,690	
繰延税金資産 合計	11,693	
繰延税金負債		
有価証券	55,599	
繰延税金負債 合計	55,599	
繰延税金負債の純額	43,905 千円	

(追加情報)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.01%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については29.40%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については27.61%となります。

この税率変更により、繰延税金負債は5百万円減少し、その他有価証券評価差額金は6百万円増加し、法人税等調整額は1百万円増加しております。

30. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」は「その他経常収益」に計上しております。